

設計監理料について

- 住宅の場合、下記の料率を目安に設計監理料を頂いております。

質の高い、満足頂ける建築を創るための設計監理料です。

お預かりした設計監理料を完成度の高い仕事でお返しします。

| 概算工事金額 | 設計・監理料 (消費税別) | |
|-------------|---------------|--------------|
| 2300万円以下 | 230万円(最低設計料) | |
| 2300～5000万円 | 概算工事金額の | 10% (新築) |
| | | 12% (再生・増改築) |
| 5000万円以上 | 別途ご相談いたします | |

※概算工事金額とは？ 基本設計時に設計事務所が想定する工事金額です

※230万円(税別)を最低設計料とさせていただきます (令和3年4月9日改訂)

※リフォーム工事の場合はその都度、ご相談いたします

※住宅以外の場合はその都度、ご相談いたします

※確認申請のみの業務(確認申請代行業務)は一式 15万

※下記の費用に関しては別途とさせていただきます

- 1 地盤調査費(簡易な場合3～5万程度)は実費清算をお願いします。
地盤調査の結果、地盤改良が必要な場合は工法、費用をご提案いたします
- 2 確認申請図面、申請書作成、提出業務として設計監理料とは別に50,000円お願いします
- 3 住宅支援機構(F35S)、長期優良住宅等計画による申請代理及び立会代理は追加業務となります。
かかる費用に関しては打合わせ、お見積り致します
- 4 確認申請及び完了検査の申請証紙代は実費清算をお願いします
- 5 敷地測量図がない場合の測量費用をお願いします
- 6 50kmを超える場合の交通費(ガソリン代・高速代)
- 7 構造設計料(鉄骨造・RC造・木造三階建て等で構造計算が必要な場合のみ)
(木造二階建ては設計監理料に含みます)
- 8 木造で特殊な構造、工法の場合、設計料の割増(1割程度)をお願いする場合があります

(令和3年4月9日改訂)

設計工房 悠